

○:実施予定 ●:実施継続 ■:実施済み （以下同様）

体系的な取組みの柱							実施機関												
取組の中項目							県						市		国				
具体的取組		主な内容				目標時期	危機対策課	東部地域局	健康福祉部企画政策課	河川企画課	土木防災課	砂防課	富士土木事務所	富士市	富士宮市	甲府河川国道事務所	富士砂防事務所	静岡地方気象台	
水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保のための取組																			
■要配慮者施設における確実な避難に向けた取組																			
1) 施設管理者等への理解促進																			
要配慮者利用施設の管理者等を対象とした防災情報等の提供		県及び市が主催する防災研修会等の場を活用し、関係者への制度周知と情報提供を実施する。				引き続き実施	●	●	●		●	●		●	●			●	
2) 避難確保計画の作成促進																			
確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の促進		地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。				平成29年度から順次実施		●	●		●	●	●	●	●	●			
■確実な避難指示の発令に向けた取組																			
避難指示等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検		避難指示等の発令を想定した水害版図上訓練等を実施し、市町と合同で発令基準の見直しを図る。 土砂災害・全国防災訓練において、土砂災害防止講習会を実施する。				引き続き実施	●	●				●	●	●	●			●	
ホットライン体制の構築・運用		洪水時における情報伝達手段として、関係機関のホットライン体制を構築し、運用する。 (富士土木事務所長と関係市長) (気象台長と関係市長)				平成29年度から順次実施							●	●	●			●	
ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実		洪水対応演習等において関係機関を対象とした情報伝達訓練を毎年実施し、ホットライン体制を確認する。 土砂災害・全国防災訓練において、関係機関にて情報伝達訓練を実施する。				引き続き実施					●	●	●	●			●	●	
危険度レベルの統一化等による災害情報の充実と整理		洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しと運用 土砂災害警戒情報の発表文の見直しと運用				令和元年度から順次実施					●	●		●	●	●		●	
■水害リスク情報等の共有に向けた取組																			
1) 水位周知河川、その他河川、土砂災害警戒区域等における取組																			
最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図の作成・公表及び洪水浸水想定区域の指定 土砂災害警戒区域等の確認 土砂災害警戒区域表示板等の設置		想定最大規模の洪水に係る洪水浸水想定区域図を作成し、公表する。 (対象河川：水位周知河川、その他河川) 洪水浸水想定区域を指定する。 土砂災害警戒区域等の見直し・公表、指定対象箇所の確認 土砂災害警戒区域を周知するための表示板や標識を設置する。				引き続き実施					●	●	●	●					
最大クラスの高潮を対象とした高潮浸水想定区域図の作成・公表及び高潮浸水想定区域の指定		想定最大規模の高潮に係る高潮浸水想定区域図を作成し、公表する。 高潮浸水想定区域を指定する。				引き続き実施					■	○		●					
浸水想定区域の見直し及び指定に伴う洪水・高潮ハザードマップの作成及び更新と周知 土砂災害ハザードマップの作成と周知		作成された洪水・高潮浸水想定区域図等に基づきハザードマップを作成及び更新する。 指定・公表された土砂災害警戒区域図等に基づきハザードマップを作成・周知する。				引き続き実施		●				●	●	●	●				
タイムラインの導入の推進・運用		対象河川毎に「避難指示発令型タイムライン」を国・県と協同して作成し、運用する。(対象河川：水位周知河川)				平成29年度から順次実施		●				●		●	●	○	●	●	
住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進		避難行動判定フローによる避難行動確認の住民への周知 マイ・タイムライン作成等の推進 (県) 市町職員や地域の防災リーダーへの研修会等を実施。 また、市町が実施するマイ・タイムラインワークショップ等を支援。 (市町) 県が行う研修会等への参加によりマイ・タイムラインワークショップ等の進め方を習熟。 住民がマイ・タイムラインを作成するためのワークショップ等を実施。				令和元年度から順次実施	●	●			●	●		●	●	●	○		
2) 水位周知河川に指定されていない河川での取組																			
水位周知河川の拡大の検討		水害危険性の周知を図る河川を選定し、新たに水位周知河川に指定する候補河川として検討する。(対象4河川)				平成29年度から順次実施						●		●					
水害リスク情報の収集、周知方策の充実		「地域の水害危険性周知方策ガイドライン」に基づき水害危険性の周知を実施する河川を選定し、地域住民に対して水害リスクの周知を図る。 国土地理院の浸水ナビへ登録、周知。 新たな啓発手段を活用した住民等への周知啓発。(防災アプリ)				平成29年度から順次実施					●	●			●	●		●	
水位計・河川監視カメラの増設・監視観測		水害危険性を周知する候補河川に危機管理型水位計を順次設置し、観測する。(対象7河川) 水位計を設置済みでカメラ未設置箇所に、監視カメラを設置し、監視する。(対象1河川3箇所) 住民の避難に資する情報として水位計・監視カメラを有効に活用するため、情報提供方法や活用方法等を検討するための実証実験を行う。(須津川)				平成29年度から順次実施						●		●	●				
■避難行動を促す取組																			
雨量や水位、土砂災害警戒情報等に係るリアルタイム情報の提供		雨量、水位、河川監視映像、気象情報等の情報提供サイトを活用したリアルタイム情報を提供する。 土砂災害警戒情報の精度向上。				引き続き実施						●	●		●	●		●	
出前講座などを活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実		地域における出前講座等へ講師を派遣するとともに、小・中学校で実施する水防災教育を推進する。 土砂災害防止講習会及び出前講座等の各種啓発活動を実施する。				引き続き実施		●				●	●	●	●	●	●	●	
県から市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討		県と市町の情報共有の在り方に関する現状、課題を整理しリエゾン派遣の有効性や実現性を検討する。				平成29年度から順次実施	●	●							●	●			
避難情報等発令の判断、伝達マニュアルの検証及び情報共有		避難情報等の発令基準や避難方法等を再検証し、首長のサポート体制について関係部局で情報共有を図る。				平成29年度から順次実施	●	●							●	●			
共助の仕組みの強化		地域包括支援センター・ケアマネージャー等との連携による水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みの実施と共有				令和元年度から順次実施				●		●	●	●	●	○	●		
洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組																			
■地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組																			
水防訓練や水防演習等の実施による水防団・消防団との連携		関係機関は、合同で重要水防箇所等の巡視及び点検を実施し、水防演習や水防訓練に積極的に参加する。				引き続き実施		●				●		●	●	●	●		
橋脚や護岸等への量水標の設置などによる円滑な水防活動への支援		水防団等との意見交換を実施し、ボトルネック区間の橋脚や護岸等へ量水標の設置を検討する。				平成30年度から順次実施							○	●	○				
水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討		迅速かつ的確な水防活動のために水防資材の保管場所や土のうステーションの整備等を検討する。				平成30年度から順次実施							●	●	●				
県から市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討(再掲)		県と市町の情報共有の在り方に関する現状、課題を整理しリエゾン派遣の有効性や実現性を検討する。				平成29年度から順次実施	●								●	●			
■氾濫水を迅速に排水するための取組																			
国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練の実施		排水ポンプ車を活用した排水訓練に参加する。				引き続き実施								●	●	●	●		
地域が有するポンプ等(消防や建設会社)の活用に向けた情報の整理と共有		地域所有のポンプ情報を収集し、関係機関で情報共有する。				平成30年度から順次実施					●		●	●	●				
■流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進																			
河川整備計画等に基づく治水対策の着実な実施		河道拡幅等の河川改修を計画的かつ着実に実施する。 県と市は、災害発生時に迅速な施設の復旧を図る。				引き続き実施						●		●	●	●			
水田等流域の貯留機能の保全、確保等の流出抑制対策の推進		水災害対策プラン対象地区を中心に関係機関と連携した総合的な治水対策を推進する。				引き続き実施				●			●	●					
■河川における機能の確保																			
河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全		河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況の把握に努め、優先度に応じて治水上支障のある箇所の河床掘削等を実施する。 透過型砂防堰堤等の整備(対象1溪流)				引き続き実施					●		●	●	●	●			
治水関連施設等の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保		河川及び砂防管理施設及び市町占用工作物については確実な点検保守を実施し、その他許可工作物管理者に対しては適切な維持管理と洪水時の操作等を指導する。				引き続き実施					●		●	●	●	●			
■施設能力を上回る洪水への対応																			
背後に市街地を有する築堤河川などにおける天端補強などの減災対策の検討		背後地の資産状況等を踏まえて堤防天端舗装等の対策実施箇所を検討し、優先順位を定めて危機管理型ハード対策を推進する。				引き続き実施					●			●					